

あなたのからだを回復するために

～つながる・話す・ともに歩む 一人ひとりができること～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052



性暴力とは

性暴力という見知らぬ人からの強かん（レイプ）や強制わいせつを想像される人が多いかもしれませんが、それだけではありません。本人が望まない性的な行為は全て性暴力です。

被害者が「嫌だ」と言ったときだけでなく、断れない、逃げられない、命を守るために応じざるを得ないといった状況、また、のぞきや盗撮のように被害者が気づかないように行われるもの、アルコールや薬物などで判断力が低下する状況や本人の意思表示がでない場合での行為も性暴力です。性暴力は「魂の殺人」とも呼ばれ、人の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害です。

二次被害を防ぐために

周囲からの無理解や偏見、思い込みなどの誤った情報を、あたかも本当のことのように信じている「強かん神話」に基づく言動によって、被害者がさらに傷つけられる二次被害が起っています。

- ◆ 「性暴力にあつのは若い女性だけである」
- ◆ 「女性の挑発的な服装や言動が被害をまねいている」
- ◆ 「襲われるのはたいいてい暗い夜道や人気のない場所である」

などの強かん神話は私たちの意識の中に刷り込まれています。被害者から声を上げる力を奪ってしまうのは、加害者ももちろん、私たち社会全体にも責任があります。テレビや漫画、ネット、周りの人からの情報は正しいでしょうか。私たちが性暴

市民のみなさんへ

被害者は、相談しづらい中で思い切った相談をした相手から「どうして逃げなかつたの?」とか、「あなたにも隙があつたのではないの?」「早く忘れた方がいいのではないの?」などと言われ、心の傷がさらに深くなることは全て加害者です。

「性暴力被害者支援センター」とつたりでは、被害者が二次被害を受けることなく、安心して心身の回復を図っていただくよう、まず支援員が電話相談、面接相談および必要な情報提供を行い、希望されれば、医療機関などへの付添い支援を行います。また、県内の関係機関と連携して、カウンセリングや弁護士による法律相談など、必要な支援につなげます。

性暴力被害者支援センターとつたり 相談ダイヤル

☎ 0120-946-328

《県内専用フリーアクセス》

※県外からはつながりません

相談日: 月、水、金(年末年始を除く)

相談時間: 午前11時～午後1時

午後6時～8時

相談は無料です

- ・ 支援員が相談をお受けします。
- ・ 相談は匿名ですことができます。
- ・ あなたの秘密は必ず守ります。
- ・ 性別、年齢に関わらず、どなたからのご相談もお受けします。

センターの取り組み

「性暴力被害者支援センターとつたり」では、被害者が二次被害を受けることなく、安心して心身の回復を図っていただくよう、まず支援員が電話相談、面接相談および必要な情報提供を行い、希望されれば、医療機関などへの付添い支援を行います。また、県内の関係機関と連携して、カウンセリングや弁護士による法律相談など、必要な支援につなげます。

また、性暴力の被害に大きい、小さいはありません。心の傷の深さは人それぞれ違うので、「この程度でよかった」といった声かけも被害者をさらに傷つけます。

その人の苦しみに寄り添って、思いをそのまま受け止めること、否定しないでしっかり話を聴くことが大切です。

そして、「性暴力被害者支援センターとつたり」を知っていただき、被害にあつた人だけでなく、相談を受けた身内や周囲の人もセンターに相談していただければと思います。

☎ センター事務局 (県くらしの安心推進課内)

☎ 0857-26-7187

鳥取市の応援者を 全国から募集しています!!

ふるさと納税は、納税者のみなさんが「ふるさと」や応援したい自治体へ寄附をした場合、その金額に応じて個人住民税・所得税が軽減される制度です。昨年度は、24,762件、3億7844万円の寄附をいただきました。

☎ 駅南庁舎市民税課

☎ 0857-20-3429 ☎ 0857-20-3401

ふるさと納税制度とは

多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育などさまざまな住民サービスを享受して育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」そんな問題提起から始まり、生まれたのがふるさと納税制度です。

寄附の方法

鳥取市ふるさと納税専用サイトやポータルサイト「ふるさとチョイス」「Yahoo 公金ふるさと納税サイト」「ANA ふるさと納税サイト」「ふるなび」などからインターネットでお申込みいただけます。(カード決済可) ※パンフレットと郵便払込票をお送りすることもできます。

☎ 市民税課ふるさと納税係 ☎ 0120-567-210

紹介してください!

ふるさと納税は、本市の出身者だけでなく、どなたでも寄附することができます。また、寄附金の使いみちを指定することもできます。

これから帰省シーズンを迎えます。県外で活躍中のお子様や親戚、同級生などに、本市へのふるさと納税をぜひ勧めてください。

本市の魅力発信中

寄附をしていただいた人には、

寄附の使いみち

【鳥取砂丘の保全と活性化】

砂丘の保全、観光、魅力向上のための事業など

「砂像のまち鳥取」推進事業 18,961千円

山陰海岸ジオパーク事業 6,147千円 ほか

【福祉】

子育て支援、お年寄りや障がいのある人の支援など

新生児聴覚検査費助成事業 3,478千円

看護職員実習指導者養成支援事業 2,640千円 ほか

【教育・青少年育成】

体験学習の推進、青少年の健全育成事業など

子どものころづくり支援「夢の教室」事業 3,400千円

グローバル人材育成事業 6,355千円 ほか

【文化振興】

施設の整備・活用、伝統文化や歴史資源の保存と伝承など

鳥取世界おもちゃ館設備等改修事業 8,987千円 ほか

【地域振興】

移住定住促進、地域づくり事業など

輝く中山間地域創出モデル事業 6,400千円、

人材誘致・定住促進対策事業等 27,837千円

ほか



新地域の事業にも活用しています

鳥取市ふるさと納税

検索